

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ②

2025年4月1日

お客さま各位

平素は西武信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」においては、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2027年4月に手形・小切手を決済する電子交換所を終了する」としています。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、以下の対応を実施いたします。

記

1. 手形・小切手(パーソナルチェック・自己宛小切手等を含む)の新規発行を停止いたします

2026年3月31日(火)のご依頼をもちまして手形・小切手の新規発行受付を停止いたします。

*対象となる当座預金から現金出金が必要な場合は、払戻請求書で対応いただけるようにする予定です。

政府・金融業界が一体となって、2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しております。西武信用金庫では「西武ビジネスWebサービス」「でんさいサービス」をご用意しておりますので、お客さまにおかれましても、これを機に電子的な決済手段への移行をご検討いただけますようお願いいたします。

以上

ご相談・お問い合わせ先

詳しくは当金庫お取引店舗までお問い合わせください

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

SEIBU
西武信用金庫